

令和7年3月25日
福祉部長寿応援課

江東区福祉会館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

全ての福祉会館を指定管理者の管理とするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 福祉会館の利用時間及び休館日を改める。

	現行	改正後
利用時間	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで
休館日	1 月曜日 2 第1、第3及び第5日曜日 3 休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日 4 年始（1月2日及び同月3日） 5 年末（12月29日から同月31日まで）	1 第2及び第4日曜日 2 休日 3 年始（1月2日及び同月3日） 4 年末（12月29日から同月31日まで）

(2) 福祉会館の管理は指定管理者に行わせることとする。

(3) 利用の承認など区長が行うこととしていた規定を指定管理者が行うこととする等、指定管理者の管理に則した規定の整備を行う。

3 新旧対照表

2ページから8ページのとおり

4 施行日

令和7年4月1日

江東区福社会館条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 (略) (利用時間) 第5条 福社会館の利用時間は、午前9時から午後<u>5時</u>までとする。ただし、<u>第7条第2項の規定により利用しようとする者が別表に掲げる施設を利用する場合の利用時間は、午後6時から午後9時30分までのうち、区長が承認した時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>区長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。</u> (休館日) 第6条 福社会館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>月曜日並びに毎月第1、第3及び第5日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条及び第3条第3項に規定する日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）</u> (3)・(4) (略) 2 前項第1号及び第2号の規定は、祝日法第2条に規定する敬老の日には適用しな	第1条～第4条 (略) (利用時間) 第5条 福社会館の利用時間は、午前9時から午後<u>7時</u>まで（<u>日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定するこどもの日及び敬老の日</u>にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、別表に掲げる施設を<u>貸切</u>利用する場合の利用時間は、午後6時から午後9時30分までのうち、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が承認した時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者は、区長の承認を得て利用時間を変更することができる。</u> (休館日) 第6条 福社会館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 第<u>2</u>及び第<u>4</u>日曜日 (2) 祝日法第2条及び第3条第3項に規定する日 (3)・(4) (略) 2 前項第1号及び第2号の規定は、祝日法第2条に規定する<u>こどもの日及び敬老の日</u>

い。 3 前2項の規定にかかわらず、<u>区長が必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に臨時に開館することができる。</u> (利用者の資格) 第7条 (略) 2 前項に規定する者のほか、<u>区長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。</u> (加える) (利用の承認) 第8条 <u>福祉会館を利用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 2 <u>区長は、利用の承認に際し必要な条件を付して、利用を認めることができる。</u> 3 <u>区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しない。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>その他区長において管理上支障があるとき。</u>	には適用しない。 3 前2項の規定にかかわらず、<u>指定管理者は、区長の承認を得て休館日を変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に臨時に開館することができる。</u> (利用者の資格) 第7条 (略) 2 前項に規定する者のほか、<u>指定管理者が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。</u> <u>(指定管理者による管理)</u> 第8条 <u>福祉会館の管理は、指定管理者に行わせる。</u> <u>2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>第3条に規定する事業の実施に関すること。</u> (2) <u>福祉会館の施設の利用に関すること。</u> (3) <u>施設及び設備の維持管理に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</u> (貸切利用の承認) 第9条 <u>別表に掲げる施設を貸切利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 2 <u>指定管理者は、貸切利用の承認に際し必要な条件を付することができる。</u> 3 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸切利用を承認しない。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</u>
--	--

(転用の禁止) 第9条 利用者は、承認を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。	(転用の禁止) 第10条 前条の規定により貸切利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認を受けた目的以外に貸切利用し、又は貸切利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
(使用料) 第10条 福社会館の使用料は、無料とする。ただし、第7条第2項の規定により利用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。	(削る) (利用料金)
(加える)	第11条 利用者は、指定管理者に対し、その貸切利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。
(使用料の減免) 第11条 官公署、公益団体等が利用する場合で、利用目的が公益目的であるときは、使用料の2分の1を減額する。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、これを免除することができる。	(利用料金の減免) 第12条 定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。
2 前項の規定による減額後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 3 第1項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。	(削る) (削る)
(使用料の返還) 第12条 すでに納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を還付す	(利用料金の返還) 第13条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を還付す

ることができる。 (1) 利用者の責任でない理由で利用ができなくなったとき。 (2) 第<u>14</u>条第<u>3</u>号及び第<u>4</u>号の規定により利用承認を取り消したとき。 (3) 利用者から利用取消しの申出があった場合で、<u>区長</u>が相当の理由があると認めたとき。 (特別の設備をする場合) 第<u>13</u>条 利用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>区長</u>の承認を受けなければならない。 (利用の取消し等) 第<u>14</u>条 <u>区長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉会館の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的又は承認の条件に違反したとき。 (加える) (2) この条例又はこの条例に基づく規則<u>その他区長の指示に違反したとき。</u> (3) (略) (4) 工事その他<u>区長</u>が必要と認めたとき。 (加える) (加える)	ることができる。 (1) 利用者の責任でない理由で<u>貸切</u>利用ができなくなったとき。 (2) 第<u>15</u>条第<u>4</u>号及び第<u>5</u>号の規定により<u>貸切利用の承認</u>を取り消したとき。 (3) 利用者から<u>貸切利用の取消し</u>の申出があった場合で、<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めたとき。 (特別の設備をする場合) 第<u>14</u>条 利用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。 (<u>貸切</u>利用の取消し等) 第<u>15</u>条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉会館の<u>貸切</u>利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的又は第<u>9</u>条第2項に規定する<u>貸切利用の承認</u>の条件に違反したとき。 (2) 第<u>9</u>条第3項各号のいずれかに該当するとき。 (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は<u>指定管理者</u>の指示に従わないとき。 (4) (略) (5) 工事その他<u>指定管理者</u>が必要と認めたとき。 <u>2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。</u> <u>3 区長は、第1項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、貸切利用の承認</u>
--	---

(原状回復の義務) 第15条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。 2 前条の規定により、利用の承認を取り消され、又は<u>その利用を停止されたとき</u>もまた同様とする。 3 (略) 第16条 (略) <u>(指定管理者による管理)</u> 第17条 <u>福社会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u> <u>2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。</u> <u>(2) 福社会館の施設の利用に関すること。</u> <u>(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</u> <u>(利用料金)</u> 第18条 <u>区長は、指定管理者が管理する福社会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、当該指定管理者にその収入として収受させるものとする。</u> <u>2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定</u>	<u>を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</u> (原状回復の義務) 第16条 利用者は、その<u>貸切</u>利用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。 2 前条の規定により、<u>貸切</u>利用の承認を取り消され、又は<u>貸切利用を制限され、若しくは停止されたとき</u>もまた同様とする。 3 (略) 第17条 (略) (削る) (削る)
---	---

めるものとする。

(指定管理者による利用の承認等)

第19条 指定管理者が福祉会館の管理を行 (削る)

う場合における第5条から第8条まで及び
第10条から第15条までの規定の適用に
ついては、第5条第1項本文中「午後5時
まで」とあるのは「午後7時まで（日曜日
又は祝日法に規定するこどもの日及び敬老
の日にあつては、午前9時から午後6時ま
で）」と、同項ただし書中「午後6時」とあ
るのは「午後7時」と、「区長」とあるのは
「指定管理者」と、同条第2項中「区長が
必要と認めたときは」とあるのは「指定管
理者が必要と認めたときは、区長の承認を
得て」と、第6条第1項第1号中「月曜日
並びに毎月の第1、第3及び第5」とある
のは「第2及び第4」と、同項第2号中
「規定する日（その日が月曜日に当たると
きは、その翌日）」とあるのは「規定する
日」と、同条第2項中「敬老の日」とある
のは「こどもの日及び敬老の日」と、同条
第3項中「区長が必要と認めたときは」と
あるのは「指定管理者が必要と認めたとき
は、区長の承認を得て」と、第7条第2項
及び第8条中「区長」とあるのは「指定管
理者」と、第10条の見出し中「使用料」
とあるのは「利用料金」と、同条本文中
「使用料」とあるのは「利用料金」と、同
条ただし書中「別表に定める使用料」とあ
るのは「別表に定める額の範囲内におい
て、指定管理者が区長の承認を得て定める
額」と、第11条の見出し中「使用料」と
あるのは「利用料金」と、同条第1項本文
中「使用料」とあるのは「利用料金」と、
同項ただし書中「区長が特別の理由がある

と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特別の理由があると認めたときは、区長の承認を得て」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「区長が特別の理由があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特別の理由があると認めたときは、区長の承認を得て」と、第12条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条各号列記以外の部分中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3号中「区長が相当の理由があると認めたとき」とあるのは「指定管理者が相当の理由があると認め、区長の承認を得たとき」と、第13条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第14条各号列記以外の部分中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「停止することができる」とあるのは「停止することができる。この場合において、指定管理者は、速やかに区長に報告しなければならない」と、同条第2号及び第4号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第15条第3項中「区長」とあるのは「指定管理者」とする。

第20条 (略)

別表(第5条、第10条、第18条関係)

福祉会館	施設	使用料	摘要
(略)			

備考 (略)

第18条 (略)

別表(第5条、第9条、第11条関係)

福祉会館	施設	利用料金	摘要
(略)			

備考 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。